

事務所だより

第199号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

令和8年熱中症予防対策

4月から気温25℃を超える日がありました。これからますます口中の気温が高くなっていきますが、熱中症予防対策の準備は進んでいますか。

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策の推進を図るため、毎年4月を準備期間として、5月から9月まで「STOP-熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

**キャンペーン期間中に
確認、実施すべきこと**

STEP 1 暑さ指数 (WBGT) の把握と評価

★ J-1S規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数を参考とすることも有効

STEP 2 把握・評価した暑さ指数に応じた【表1】の対策を徹底

特に暑さが本格化する7月を「重点取組期間」として、【表2】の6項目の積極的な

実施や暑さ指数 (WBGT) の把握と評価、熱中症早期発見のための報告体制整備、重篤化を防止するための措置の実施手順の整備及び関係者への周知等、熱中症予防の取組の継続をお願いします。
また、熱中症の予防について、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、包括的に熱中症防

【表1】

暑さ指数の低減	準備期間に検討した休憩場所の整備
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所の整備
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取 (水分等を携行させる等を考慮)
ブレイキング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組み合わせる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう
異常時の措置	予め作成した連絡体制や対応手順の周知徹底少しでも本人や周りが異変を感じたら、予め作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業から離し、全身を濡らして送風すること等により身体を冷却※症状が回復しない場合は躊躇なく病院へ搬送する

【表2】

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じて対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加、熱中症の早期発見のための報告体制及び重篤化を防止するための措置の実施手順の周知徹底
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、重篤化を防止するための体温低減措置を速やかに講じ、躊躇することなく救急隊を要請

止対策を講じるための「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」が策定されました。そのほか、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」(全78ページ)も参考にしてください。

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

令和8年度からの健診体系見直し

令和8年4月から協会けんぽの健診が、手厚く、新しくなりました

生活習慣病

予防健診の範囲拡大

これまでは、生活習慣病予防健診の対象者が35歳から74歳の被保険者でしたが、さらに、20歳、25歳、30歳の若年層の被保険者も対象になりました。ただし、「一般健診」のうち、胃・大腸がん検診の検査項目は除かれます。希望者には補助を利用することで、自己負担額（※注1）で受診できます。

骨粗しょう症検診の追加

骨粗しょう症は自覚症状がないまま進行し、骨折したときに初めて気づくケースが多いとされています。骨折は生活の質（QOL）や要介護リスクに直結するため、早期発見がとても重要になります。生活習慣病予防健診の「オプシオン検査」の補助が追加となり、受診しやすくなりました。対象者は40歳以上の偶数年齢の女性です。

付加健診の名称変更

「一般健診」に加えて、さらに検査項目を増やし、病気の早期発見や生活習慣改善などの健康管理に活かす「付加健診」を「節目健診」に名称変更されました。名称変更に伴った検査項目（注2）や対象年齢（注3）の変更はありません。

人間ドック健診の補助

「人間度ドック」と聞くと、高額で特別な検査を受けるイメージですが、生活習慣病予防健診と比較すると、次のようなメリットがあります。

- ① 検査項目が充実している。
- ② 当日に血液検査など医師の結果説明を聞くことができる。
- ③ 特定保健指導対象者は、当日に健診機関で受けることができる。

協会けんぽと契約する健診機関で受診すると、今年度から25,000円の定額補助があります。対象者は35歳以上の被保険者です。

さらに、令和9年度からは被扶養者も被保険者の健診の

項目・費用と同一になる予定です。

（注1）自己負担額2,500円（上限）

（注2）尿沈渣顕微鏡検査・肺機能検査・眼底検査・血液学的検査・生化学的検査・腹部超音波検査

（注3）40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳

障害者雇用の引付

雇用する労働者の数に対する割合（法定雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成させるしくみを「法定雇用率制度」といい、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率制度によって、法定雇用率が定められ、段階的に引き上げられています。具体的には【表1】のとおりです。留意点としては、対象となる事業主の範囲が広がります。

一方で、業種によって除外率が設定されていますが、令和7年4月1日から各除外率設定業種ごとに除外率がそれぞれ10ポイント引き下げられ、これまで除外率が10%以下の

業種は除外率制度の対象外となっています。

今回の法定雇用率変更により新たに対象事業主となる場合は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。また、障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めてください。

事業主区分	民間企業		
	令和5年度	令和6年度	令和8年7月～
法定雇用率	2.2%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

5月の労務手続
「提出先・納付先」

11日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用し

た労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

6月1日

○健保・厚年保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

○外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）（雇入れ・離職の翌末日） 「公共職業安定所」

編集後記

今年のGWレジャーのトレンドは「安・近・短」だそうです。カレンダー通りの勤務と物価高の影響は大きいですね。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.co
URL http://k-fujita-sr.com